

【定額減税処理手順書 5月10日改訂版】

定額減税対応について

【5月10日改訂版で追記を行った項目には『◎』が付いております。必ずご確認ください。】

以下、各対応についての説明と処理手順及び注意点になります。

定額減税の処理を行われる前に必ずご一読ください。

◎月次減税処理について

前回のバージョンアップで【年調区分】が『1:年調しない』と設定されている社員を合計所得1805万円以上の社員とみなして【定額減税対象】に『0:非該当』を自動で設定させていただいておりますが、定額減税月次処理（給与での控除）につきましては、本人の合計所得を対象判断の条件として用いないことがわかりました。

前回バージョンアップ後に既にユーザー様の判断で正しく設定を行っていただいている場合など、労務三昧の設定区分範囲内では自動での判断が正確に行えない場合もございますので、大変お手数ではございますが【年調区分】が『1:年調しない』と設定されている社員で定額減税月次処理を行う場合につきましては、【定額減税対象】を『1:該当』と設定し、【同一生計配偶者と扶養親族の数】の入力を行っていただくようお願い致します。

・定額減税対象人数の抽出(1回目 4/19 対応)

バージョンアップ時に社員情報に登録されている情報から社員が

定額減税の対象か否か判断し社員給与情報>給与画面【定額減税対象】に登録します。

また、定額減税対象の被扶養者人数を抽出し、

社員給与情報>給与画面【同一生計配偶者と扶養親族の数】に登録します。

The screenshot shows the '給与' (Salary) screen in the HR system. The '定額減税対象' (Fixed Amount Tax Exemption Target) field is set to '1:該当' (Applicable), and the '同一生計配偶者と扶養親族の数' (Number of Spouse and Dependents in the Same Household) field is set to '1'. The interface also shows tax calculation details for the employee, including the number of dependents (扶養者数) and the amount of the fixed amount tax exemption (定額減税額).

扶養者数	R05	R06
年少扶養者	0	0
一般扶養者	0	0
特定扶養者	0	0
同居老人扶養者	1	1
別居老人扶養者	0	0
一般障害者	0	0
同居特別障害者	0	0
別居特別障害者	0	0
予備	0	0

税計算上の扶養人数(令和05年) 1 人 人数取得
税計算上の扶養人数(令和06年) 1 人 人数取得
 税計算上の扶養人数を修正する

定額減税対象 1:該当
同一生計配偶者と扶養親族の数 1
月次減税額 60,000円

※令和06年6月以降の初めての給与・賞与の作成時に反映されます。
作成時に変更を行っても給与賞与の結果には反映されませんのでご注意ください。
加えて作成時に変更した場合は、給与には反映されず控除実績簿等が正しく印刷されません。

社員の定額減税の対象判断条件及び被扶養者人数の抽出条件は下記の通りとなります。

〈社員本人〉

定額減税の対象か否かは下記の条件によって判断致します。

【条件】

- ・社員基本情報>基本画面【退職職区分】『1:退職者』以外
【居住者区分】『1:非居住者』以外
- ・社員給与情報>給与画面【税表区分】『0:甲欄』
【年調区分】『0:年調する』

上記条件にすべて該当する場合のみ【定額減税対象】『1:該当』とします。

上記条件の一つでも当てはまらない場合は【定額減税対象】『0:非該当』とします。

『0:非該当』の場合は、〈配偶者〉、〈配偶者以外の被扶養者〉の人数は計上されません。

◎入社情報から新しく登録した社員は【定額減税対象】『0:非該当』とします。

(6月2日以降入社した社員は定額減税月次処理を行いません。)

〈配偶者〉

【条件】

- ・社員給与情報>給与画面【定額減税対象】『1:該当』
【配偶者区分】『1:配偶者あり控除対象』もしくは
『3:老人配偶者』

- ・社員基本情報>扶養画面【居住者区分】『1:非居住者』以外

上記の3つの条件に該当する場合に1人として【同一生計配偶者と扶養親族の数】に計上します。

〈配偶者以外の被扶養者〉

【条件】

- ・社員給与情報>給与画面【定額減税対象】『1:該当』
- ・社員基本情報>扶養画面>被扶養者欄【年調扶養】『1:該当』

【居住者区分】『1:非居住者』以外

上記の3つの条件に該当する場合に【同一生計配偶者と扶養親族の数】に計上します。

・月次減税額の算出(1回目 4/19 対応)

上記条件から抽出した人数に社員本人を足して計算します。

(【同一生計配偶者と扶養親族の数】 + 1) × 30,000 円の金額が

社員給与情報>給与画面【月次減税額】に表示されます。

社員給与情報>給与画面【定額減税対象】『1:該当』の場合は

【同一生計配偶者と扶養親族の数】に入力されている数字に合わせて

月次減税額が自動計算によって表示されます。

社員給与情報>給与画面【定額減税対象】『0:非該当』の場合は

月次減税額は計算されません。

定額減税対応	定額減税対象	1:該当	同一生計配偶者と扶養親族の数	1
月次減税額	60,000円			
<small>※令和6年6月以降の初めての給与・賞与の作成時に反映されます。 作成後に変更を行っても給与賞与の結果には反映されませんのでご注意ください。 加えて作成後に変更した場合は、給与には反映されず控除実績簿等が正しく印刷されません。</small>				

・社員データインポート/エクスポートで定額減税扶養人数を入出力(1回目 4/19 対応)

社員データインポート/エクスポートで【定額減税扶養人数】を入出力出来ます。

社員データインポート/エクスポートで【同一生計配偶者と扶養親族の数】の

人数の確認及び人数の登録を行うことが出来ます。

※【定額減税扶養人数】は名称が異なりますが【同一生計配偶者と扶養親族の数】と同じ項目です。

〈社員データインポート〉

定額減税対象
定額減税扶養人数

〈社員データエクスポート〉

定額減税対象	定額減税対象	12
定額減税扶養人数	定額減税扶養	16
月次減税額	月次減税額	10

・年末調整手続き>関連資料>扶養一覧表(年調)居住者区分を追加(1回目 4/19 対応)

定額減税扶養人数の対象の被扶養者を確認する為に扶養一覧表(年調)に

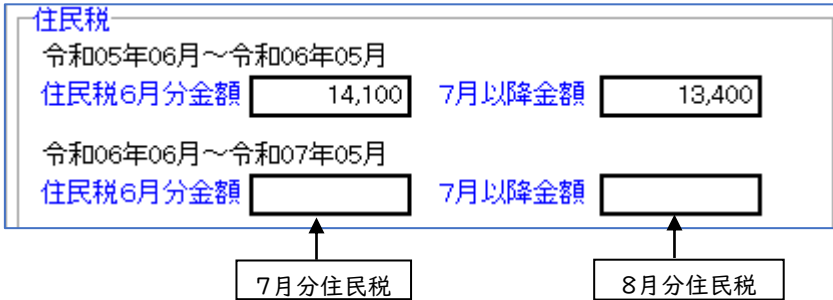
居住区分の項目を追加しました。非居住者の場合は '非' と印字されます。

令和 05年分					出力日 令和08年04月				
事業所 00020 : 株式会社									
社員コード	社員氏名	本人居住	増区(社)	年調	性別	続柄	同別居	居住	障
0000026	山田 太郎	非	1:配偶者	1:該当	2:女	妻	1:同居	非	0:非
			1:該当		9:2:女	20:長女			
			1:該当		1:2:女	21:二女		非	
			1:該当		9:1:男	22:三女	1:同居		

・住民税減額の対応(2回目5月中旬頃対応)

下記の対応は5月中旬頃になりますが、5月に入って住民税がスライド処理された後であれば事前に金額の入力はいただけます。

社員給与情報>給与画面 の【住民税6月分金額】を7月分として、
【住民税7月分金額】を8月分として扱います。



・月次定額減税処理への対応(2回目5月中旬頃対応)

支払年月日が令和6年6月1日から令和6年12月31日の期間で最初の給与・賞与を作成した際に社員給与情報の月次減税額を取得します。

定額減税残額が0になるまで順次所得税を減額します。

優手当	資格手当	
15,000	15,000	
月手当	準夜手当	
0	0	<前回定額減税残額> 30,000
学食	入所手当	<控除前所得税> 7,230
0		<今回控除額> 7,230
	支給総額	<今回定額減税残額> 22,770
	338,238	
対象額	所得税	
268,891	0	
	控除額計	

・各人別控除事績簿の印刷(2回目5月中旬頃対応)

給与/賞与手続きに【控除事績簿】を追加しました。

給与体系を選択して出力することが出来ます。

各 人 別 控 除 事 績 簿										
事業所 98782 : Zanmai-GaWEB印刷専用事業所										
所属CD	所属名称	同一生計配偶者と扶養親族の人数	月次流税額の計算 月次流税額 (「変動増減」 の「入集」 × 20,000円) ※	月次流税額の控除						
				令和04年06月20日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎	令和04年07月20日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎	令和04年07月30日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎	令和04年08月20日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎	令和04年08月30日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎	令和04年09月20日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎	令和04年09月30日 控除前税額 ◎のうち◎から 控除した金額...◎ 控除しきれない金額 (◎-◎) ◎
10201	本社業務			25,480	25,480					
0000020	総研 六郎	0	30,000	25,480	4,510					
10501	本社製造			2,520	2,520	9,550	2,520	2,520	2,520	2,520
0000010	総研 三郎	5	180,000	2,520	2,520	9,550	2,520	2,520	2,520	2,520
10501	本社製造			177,480	174,960	165,401	162,881	160,361	157,841	
0000018	総研 五郎	0	30,000	6,290	6,290	28,882				
10501	本社製造			6,290	6,290	17,420				
0000009	総研 次郎	4	150,000	23,710	17,420	0				
10601	本社名航			5,910	5,910	20,297	5,910	5,910	5,910	5,910
0000025	総研 七郎	0	30,000	5,910	5,910	20,297	5,910	5,910	5,910	5,910
10601	本社名航			144,090	138,180	117,883	111,973	106,063	100,153	
0000026	総研 八郎	3	120,000	1,370	1,370	19,119	1,370	1,370	1,370	1,370
10601	本社名航			1,370	1,370	19,119	1,370	1,370	1,370	1,370
0000028	総研 八郎	3	120,000	28,630	27,280	8,141	6,771	5,401	4,031	
				8,150	8,150	28,678	8,150	8,150	8,150	8,150
				8,150	8,150	28,678	8,150	8,150	8,150	8,150
				111,850	103,700	75,022	66,872	58,722	50,572	

・◎給与・賞与明細に控除した金額を表示(2回目5月中旬頃対応)

下図のチェックボックス【定額減税額があれば所得税が0円でも印刷する】にチェックを入れると定額減税額があると所得税が0円でも印字されます。

する 定額減税額があれば所得税が0円でも印刷する。

Web明細利用者以外を出力する

※印刷時のみ有効です。

File出力

Zanmai-Ga(Web明

◎【普通用紙】

事業所名		テスト用		給与明細書	
支給年月	令和 6年 6月	所属	10201 本社業務	銀行コード	普通
個人コード	0000020	氏名	総研 六郎	口座番号	振込金額
税表	個人該当	支	給	控	除
甲	普通特給 養心 勤	基本給	300,000	健康保険	8,752
配属者	扶養人数			厚生年金	19,725
配特外	一般 普通特給 普通特給 特別特給			雇用保険	1,821
				社会保険計	24,298
				課税対象額	279,702
				所得税	0
		通勤手当	3,520		
		支給額計	303,520	控除額計	24,298

【定額減税】 (所得税)	7,470円
日給又は時間給	
残業単価	
課税総支給額	300,000
社保計	24,298
差引支給額	279,222
現物支給額	0
銀行振込額	279,222
差引現金支給額	0

本年累計額	
支給総額	
課税総支給額	
社保累計	
所得税累計	

◎【袋】

事業場名		テスト用		所得税源泉徴収簿兼賃金台帳		
支給年月	令和 6年 6月	所属	10201	個人コード	0000020	
氏名	本社業務 総研 六郎		銀行コード	普通	口座番号	振込金額
税表	甲	支	給	控	除	
配属者	配特外	基本給	300,000	健康保険	8,752	
個人該当	普通特給 養心 勤			厚生年金	19,725	
扶養人数				雇用保険	1,821	
				社会保険計	24,298	
				課税対象額	279,702	
				所得税	0	
		通勤手当	3,520	定額減税(所得税)	7,470円	
		支給額計	303,520	控除額計	24,298	

日給又は時間給	0.00
残業単価	0.00
支給額累計	
社保累計	
所得税累計	
差引支給額	279,222
現物支給額	0
銀行振込額	279,222
差引現金支給額	0

金種	
万	0
五千	0
千	0
五百	0
百	0
五十	0
十	0
五	0
一	0
現金支給額	0

定額減税処理手順

- 4/19分バージョンアップ時に社員情報に現在登録されている情報から【定額減税対象】と【同一生計配偶者と扶養親族の数】が自動的に登録されます。以降に登録を行っても自動的に反映はされません。

2.社員データエクスポートを用いて【定額減税扶養人数】を出力し

【同一生計配偶者と扶養親族の数】の人数があっているか確認を行ってください。

人数に誤りがあった場合もしくは社員基本情報>扶養画面に扶養者の登録がない場合は社員給与情報>給与画面から【同一生計配偶者と扶養親族の数】の人数を修正するか社員データインポートで正しい人数をインポートして修正します。

○社員データインポート手順

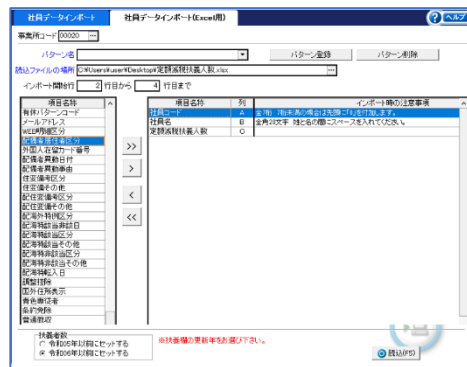
- 社員データエクスポートで『社員コード』『社員名』『定額減税扶養人数』を選択しFile 出力します。



- Excelで正しい人数を入力します。

	A	B	C	D
1	社員cd	社員名	定額減税扶養人数	
2		6 総研 太郎	2	
3		8 総研 次郎	1	
4		9 総研 三郎	0	

- 社員データインポート(Excel用)で『社員コード』『社員名』『定額減税扶養人数』を選択して読み込みます。



3. 年末調整手続き>関連資料>扶養一覧表(年調)で定額減税扶養者の対象になっている被扶養者を確認することができます。

・チェックボックス【年調非該当の扶養者も出力する】のチェックを外します。

・チェックボックス【居住者区分が'1:非居住者'は出力しない】にチェックを入れます。

<input type="checkbox"/> 年調非該当の扶養者も出力する。
<input type="checkbox"/> 扶養者の登録がない社員は出力しない。
<input type="checkbox"/> 退職者も印刷する
<input checked="" type="checkbox"/> 居住者区分が'1:非居住者'は出力しない

上記の設定で印刷することで定額減税扶養者の対象になっている被扶養者のみが印字されます。

4. 支払年月日が令和6年6月1日から令和6年12月31日の期間で最初の給与・賞与を作成した際に社員給与情報の月次減税額を取得します。

定額減税残額が0になるまで毎月の給与・賞与の所得税を順次減額します。

5. 給与・賞与入力画面で更新すると【各人別控除事績簿】に入力した給与・賞与の『控除前税額』、『控除した金額』、『控除しきれない金額』が反映されます。

◎

各 人 別 控 除		
税額の計算	令和06年08月20日	令和06年
月次国税額 (支給者本人 の人数) ×30,000円)	控除前税額①	控除前
	②のうち③から 控除した金額④	⑤のうち 控除した
	控除しきれない金額 (②-④)	控除しき (⑤-⑥)
30,000	25,490	
	25,490	
	4,510	
	2,520	

注意事項

- ① 支払年月日が令和6年6月1日から令和6年12月31日の期間で最初の給与・賞与を作成した際に社員給与情報の月次減税額を取得する為、上記期間の最初の給与・賞与を作成する前に【定額減税対象】と【同一生計配偶者と扶養親族の数】の登録及び修正を済ませておく必要があります。
- ② 給与・賞与入力画面に表示される【前回定額減税残額】【控除前所得税】【今回控除額】【今回定額減税残額】は直接入力することは出来ません。
- ③ ◎各人別控除事績簿へのデータ出力上、給与賞与の作成及び入力は必ず支払年月日順に行っていただく必要があります。

例) 給与 6/20 払 賞与 6/25 払

上記の場合、必ず給与の処理を終えてから賞与の作成を行ってください。

給与の処理を終えずに賞与の作成を行うと定額減税残額の計算が出来ない為、

作成時点での定額減税残額を賞与に反映してしまいます。**修正するには賞与を一度削除し、給与入力後に再作成していただく必要があります。**

(例)

所属CD	所属名称	月次減税額の計額		月次減税額の計額			
		同一生計配偶者と扶養親族の数	月次減税額	令和06年06月20日	令和06年06月25日	令和06年06月25日	令和06年06月25日
10201	本社業務	0	30,000	7,470	17,207		
0000020	総研 六部			7,470	17,207		
10601	本社名販			22,530	5,323		
0000025	総研 七部	0	30,000	5,190	11,471		
				5,190	11,471		
				24,810	18,529		

2行目の社員は給与の入力及び更新を終える前に、賞与を作成及び入力しその後

給与の入力を行っている為、賞与の定額減税残額の金額に給与で引かれるべき

5,190円が引かれていないので、賞与作成時には定額減税残額が30,000円で

計算されている。修正するには賞与を削除し再作成を行う必要があります。

誤 【給与】30,000 - 5,190 = 24,810 【賞与】30,000 - 11,471 = 18,339

正 【給与】30,000 - 5,190 = 24,810 【賞与】24,810 - 11,471 = 13,339

また、給与賞与が同日支払の場合も同様に定額減税残額を正しく計算する為に一方の処理を終えてからもう一方の処理を行ってください。

- ④最新の給与賞与以前の支払日の給与賞与の支給額を変更もしくは税計算上の扶養人数等の所得税計算に関連するマスターを変更し再計算を行った場合は所得税額が変更されるため定額減税残額の計算を正しく行うことが出来ません。

(7/28 払の給与作成後に7/10払の賞与の支給額を変更した場合)

【賞与支給額変更前の各人別控除事績簿】

月次減税額の計算		月次減税		
同一生計配偶者と扶養親族の人数① + ①の人数② × 30,000円③	月次減税額	令和06年06月28日	令和06年07月10日賞	令和06年07月28日
		控除前税額④	控除前税額⑥	控除前税額⑧
		②のうち③から控除した金額④	⑥のうち③から控除した金額⑦	⑧のうち③から控除した金額⑩
		控除しきれない金額(②-④)⑤	控除しきれない金額(⑥-⑦)⑨	控除しきれない金額(⑧-⑩)⑪
0	30,000	5,780	17,242	5,780
		5,780	17,242	5,780
		24,220	6,978	1,198

正 6,978-5,780=1,198

【賞与支給額変更後の各人別控除事績簿】

月次減税額の計算		月次減税		
同一生計配偶者と扶養親族の人数① + ①の人数② × 30,000円③	月次減税額	令和06年06月28日	令和06年07月10日賞	令和06年07月28日
		控除前税額④	控除前税額⑥	控除前税額⑧
		②のうち③から控除した金額④	⑥のうち③から控除した金額⑦	⑧のうち③から控除した金額⑩
		控除しきれない金額(②-④)⑤	控除しきれない金額(⑥-⑦)⑨	控除しきれない金額(⑧-⑩)⑪
0	30,000	5,780	10,345	5,780
		5,780	10,345	5,780
		24,220	13,875	1,198

誤 13,875-5,780=1,198

- ⑤◎定額減税月次処理は項目定義で所得税を【算出方法】『4:定計算』で計算している場合のみに対応しています。【算出方法】『1:固定』『2:入力』『3:計算』で所得税を管理されている場合は正しく計算されません。

給与データインポートや強制修正での所得税の入力も正しく計算されません。

- ⑥各人別控除事績簿へは給与・賞与合わせて12回分まで出力可能です。

また、各人別控除事績簿は支払日ごとに横並びで印刷されますので、

支給日が給与体系ごとの異なる場合は印刷指示画面で、

給与体系ごとに選択して出力してください。

- ⑦◎給与賞与再計算で支払日変更時、支払日の指定が

令和6年5月31日以前から令和6年6月1日以降に変更する場合と

令和6年6月1日以降から令和6年5月31日以前に変更する場合に

定額減税処理の為行えない旨のメッセージが表示され処理が行えません。

